

令和 8 年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年7月30日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和 8 年 7 月 3 0 日

東京都教育委員会第 1 2 回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第 4 9 号議案及び第 5 0 号議案

令和 9 年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第 5 1 号議案から第 5 6 号議案まで

令和 9 年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第 5 7 号議案から第 5 9 号議案まで

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（１）東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

（２）「学校教育の D X 推進に向けた有識者会議」の設置について

（３）「東京都立第一商業高等学校の改編に関する基本計画」に基づく入学者選抜方法について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千枝子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

末 村 智 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

都立学校教育部長

秋 田 一 樹

指導部長

山 田 道 人

人事部長

臼 井 宏 一

構造改革・D X 担当部長

池 田 庸

（書 記）

企画部教育政策課長

山 岸 武 尊

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和８年第12回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社ほか５社からの取材と、11名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社ほか５社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をします。入室をしてください。

<入室・カメラ撮影>

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人についてですが、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 6月25日の令和８年第10回定例会議事録については、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ承認いただきたいと思います。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、6月25日の令和８年第10回定例会議事録については承認いただきました。

また、7月9日の令和８年第11回定例会議事録を配付していますので、御覧いただ

き、次回の定例会にて承認いただきたいと思います。

次に非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第57号議案から第59号議案までにつきましては、人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第49号議案及び第50号議案

令和9年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第51号議案から第56号議案まで

令和9年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第49号議案及び第50号議案「令和9年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と、第51号議案から第56号議案まで「令和9年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の審議に先立って申し上げます。

本件に関連しまして、高橋委員から、教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前にお申出をいただいております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係のあるものについては、その議事に参与することができないとされています。そのため、教育出版株式会社が関連していない教科・種目と、関連している教科・種目の議案に分け、議事を進めてまいります。

また、机上に発行者の正式名称と略称を記載した発行者一覧を配付しています。教科書発行者名につきましては、略称で記載させていただいておりますので、御了承ください。

それでは、まず教育出版株式会社が関連していない教科・種目の教科書採択の議事

を行います。

第49号議案及び第51号議案から第53号議案までの議事に入ります。各議案の説明を一括して指導部長からお願いします。

【指導部長】 それでは、49号議案について説明をします。

こちらは都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程で使用する教科書についてです。

49号議案資料の1ページを御覧ください。

都立小学校につきましては、令和5年度に採択を行い、また都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）については、令和6年度に採択を行いました。

なお、都立小学校については、令和4年4月1日に開校したため、令和8年度に小学校5年生が誕生しています。そのため、小学校5年生からの履修科目である家庭科の教科書の採択は令和7年度に行っています。

なお、義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条により、4年間同一の教科書を使用することになっていることなどを踏まえ、今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくことになります。

2ページが、令和9年度使用都立小学校用教科書採択一覧、3ページが令和9年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧です。

次に、第51号議案から第53号議案について説明をします。

第51号議案から第53号議案資料の1ページを御覧ください。

まず、第51号議案は都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省検定済教科書についてです。小学部は令和5年度、中学部は令和6年度に採択をしました。こちらも同じ無償措置法等の規定により、今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくものです。

第52号議案は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する、文部科学省著作教科書についてです。障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書について、文部科学省が作成した特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和9年度使用）に登載されている全

での教科書を採択していただくものです。

第53号議案は、知的障害特別支援学校等において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定における教科書（一般図書）についてです。一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び都教育委員会が作成した「令和9年度から11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書全てを一覧にし、その全ての教科書を採択していただくものです。

2ページは、第51号議案の文部科学省検定済教科書で令和9年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧、3ページは令和9年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧です。

次に、4ページは第52号議案の文部科学省著作教科書の一覧です。

次は、5ページからは、第53号議案の一般図書でして、視覚障害者用の点字版の一般図書、6ページから7ページにかけては視覚障害者用の拡大版の一般図書が記載されています。

最後に、8ページから32ページにかけては、知的障害のある児童・生徒及び知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧を記載しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

御質問・御意見はありませんので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

続きまして、教育出版株式会社発行の教科書が関連している教科・種目の教科書採択の議事を行いますので、高橋委員はここで御退席いただきます。

それでは、第50号議案及び第54号議案から第56号議案までの議事に入ります。各議案の説明を一括して指導部長からお願いします。

【指導部長】 それでは、第50号議案について説明をします。

第50号議案資料の1ページを御覧ください。

先ほど説明申し上げました第49号議案と同様、都立小学校用教科書は、令和5年度

に採択を行い、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）の教科書は令和 6 年度に新たに採択をしました。義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第 1 項により、4 年間同一の教科書を使用することになっていることなどを踏まえ、今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくことになります。

2 ページが令和 9 年度使用都立小学校用教科書採択一覧、3 ページが令和 9 年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧です。

続きまして、第54号議案から第56号議案について説明をします。

第54号議案から第56号議案資料の 1 ページを御覧ください。

まず、第54号議案です。先ほどの第51号議案同様、文部科学省検定済教科書については、前年度に採択した教科書と同じものを採択していただくものです。第55号議案は、先ほどの第52号議案同様、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作編集した教科書について採択していただくものです。第56号議案は、先ほどの第53号議案同様、知的障害特別支援学校等において使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科書（一般図書）について採択していただくものです。

2 ページは、第54号議案の文部科学省検定済教科書で、令和 9 年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧、3 ページは令和 9 年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧です。

次に、4 ページから第55号議案の文部科学省著作教科書で、10ページまでが視覚障害者用点字版の文部科学省著作教科書の一覧、11ページが聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧、12ページから13ページが知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧です。

最後、14ページからは、第56号議案の一般図書として、視覚障害者用の点字版の一般図書を14ページに、拡大版の一般図書を15ページから18ページまでお示しをしました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問や御意見はありませんか。よろ

しいでしょうか。

御質問・御意見はありませんので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

それでは、高橋委員に改めて御入室をいただきます。

それでは、第49号議案から第56号議案までの教科書採択につきましては以上です。

報 告

（１）東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

【教育長】 続きまして、報告事項（１）「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について」の説明を、引き続き指導部長からお願いします。

【指導部長】 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について説明をします。

報告資料（１）を御覧ください。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づきまして、教育委員会の附属機関として設置されました。

本委員会は、教育委員会の諮問に応じ、都内公立学校のいじめ防止対策の推進について調査・審議し答申することが所掌事項の一つとなっています。

第６期委員会は、資料上段のボックスにあります諮問事項を踏まえ、これまで６回の審議を行ってまいりました。このたび、２年間の任期が７月末日をもって終了となることから、答申をいただきましたので報告をします。

本答申は、少し小さく表示していますが、第１の「東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題」と、第２の、右側にあります、「東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性」の２点で構成されています。

それでは、第１、東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題から、資料左側の（１）から（６）までの検証の視点の概要をお話しします。そこに記載されていますページは本体のページです。

(1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進では、成果は「いじめ総合対策【第3次】」を策定して、自己指導能力の育成のための視点を明記し、学校における日頃からの発達支持的生徒指導を促進したこと。今後の方向性は、学校が発達支持的生徒指導の実施状況を検証し、取組の質の向上を図るものとしています。

(2) の発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有では、成果は、子供たち自身がいつでもいじめ問題について考えられるよう、「いじめ総合対策【子供版】」を作成したこと、今後の方向性は、小、中、高校、特別支援学校それぞれのいじめ防止対策の現状を把握し、いじめ防止対策の在り方について検討していくこととしています。

(3) 教職員の意識啓発及び対応力等の向上では、成果として、教員が児童・生徒の自己指導能力を育成する視点を明確にできるよう、「いじめ総合対策【第3次】」下巻の学習プログラムに「生徒指導の実践上の視点」を追記したこと、方向性は、児童・生徒が自分たち自身でいじめ問題について主体的に考えることができるような授業の在り方を検討することです。

(4) 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実においては、成果として、「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について、高校生いじめ防止協議会等で協議を行い、子供たち自身がいじめについて考えを深めるための取組を行ったこと、方向性としては、自校のいじめ防止対策を学校内で定期的に検証できるシステムを構築し、各校における取組の質の向上を図ることです。

(5) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進においては、成果として、専門家等を活用したいじめ防止に関する授業について取組事例の周知を行い授業の質の向上を図ったこと、今後の方向性として、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携を一層強化し、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策の取組を更に充実させていくことです。

(6) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上においては、成果として、各種連絡会等において重大事態への対応力向上に向けた研修を行い、重大事態への対応の意識を向上させたこと、今後の方向性として、学校におけるいじめ対応に関わる研修の実施状況を把握し、全ての教職員が適切にいじめを捉えられるようにすることです。

続きまして、資料の右側の第2、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に向けた方策について、黄緑色のボックスを御覧ください。第6期委員会での検証を踏まえ、今後、都教育委員会が特に取り組むべき事項として、発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上や、子供が主体的に考え行動できる取組の充実、子供が自らSOSを出せるようにする取組の充実など、1から5までの5点を挙げています。そこに記載されてあります20、21ページが本体のページです。

指導部としましては、本答申を踏まえるとともに、第5期答申を受けて作成された「いじめ総合対策【第3次】」と「いじめ総合対策【子供版】」の活用を軸に取組を進めまして、子供たちが主体的に行動できるいじめ防止等の対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明いただきありがとうございます。いじめはなかなか、人間が集団生活をする中でなくならない側面があるわけですが、何度も答申を重ねたり、対策を重ねてくる中で、学校におけるいじめ問題に対する先生方の認識や、保護者、地域の方々との連携、それから子供たち自身の考え方に対して、いじめの向き合い方などの改善が進んでいるのではないかと思います。ただ、最初に申し上げたとおり、なかなかなくならない問題でもありますので、是非継続して取り組んでいただきたいのですけれども、1点だけ、委員の方々が、いろいろこの答申の中でもコメントがあって、学校間でも温度差があるのではないかというコメントがあって、いじめの問題は複雑なので、被害・加害の関係性が簡単に変わってしまったり、いろいろな複雑な要素もあるので、どこかで解決しておしまいではなく、きちんとフォローしていくことが大事だというコメントも書かれていたと思います。今後この五つの方策がどの程度しっかりと行われていくかを、どのようにモニタリングして評価していくのかについて、お考えをお聞かせいただけないでしょうか。

【指導部長】 まず、特に加害・被害が入れ替わったり、昔から子供たちを見ていてよくあることではあるのですが、大人が見る時になかなかその点は分からない部分があります。そのようなことについては、学校の管理職の先生方と話し合いながら意識は変えていって、

各校長先生の下で、学校の中で教員が対応できるようになっていくよう進めます。それと同時に、高校生いじめ防止協議会は、高校生が自ら考えますので、そこをうまく使って行っていきたいと考えています。学校数が全部合わせるとかなりの数があつて、そこで全部進んでいるかという難しい部分はあると思いますが、地道な活動を通して進めていき、実際に現場から話を聞いてその検証をしていくのが一番ではないかと思っています。

【北村委員】 是非、透明性を持って、この問題は学校などが少しでも何か情報を隠そうとするわけではないでしょうけれども、正確に伝えないことで不信感を抱かれてしまうケースもあるかと思うので、是非透明性をしっかりと持って、今おっしゃった形で検証を進めていってください。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。全体の方向性としては賛同します。いつも申し上げていることですが、委員の御意見にもありましたけれども、専門家の知見を生かしたところもありますが、どうしても担任の先生は御自身の生徒のことですので、抱え込んでしまったりすることが見受けられるのではないかと思います。ここの初動を一人で抱え込んでしまうと、なかなか今、北村委員がおっしゃった透明性も含めて、対応が難しくなっていくのかと思います。東京都の場合は外部の専門家のサポート体制がかなりしっかりしていますので、引き続き教職員の皆さんに一人で抱え込まずに、初動からしっかりと外部の専門家なり、他の同僚なり、校長先生なり、チームで対応することについて周知徹底をしていただいて、一人で抱え込まないように先生もしていただきたいと思います。コメントまででした。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 御説明ありがとうございました。研修や連絡会で周知をしていくということですが、先生方が本当に現場で困っている時に、必要な時にいつでもどこでもすぐに検索できるプラットフォームがあると、事例や初動の対策が分かりやすくなって、現場を支えていけるようになっていくのではないかと思います。そういったシステムの構築も含めて、今後どのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいです。

もう1点は、多様な専門家の先生方が入ってくださっていて、すごく心強さを感じています。被害者を守ることはもちろんとても大事なことです、それと同時に、加害者になってしまう子供を生まないこと、そして加害者になってしまった後、どのように再発を防ぐための教育をしていくのかも含めて、是非ご意見を頂いて、現場で生かしていただけたらと思っています。

以上です。

【指導部長】 まず、昨今の技術進歩が目覚ましいので、そのようなものを使って、教員がヒントを得られる仕組みは今後どんどん考えなければいけませんし、やりやすくなっていく方向にいると思うので、そこを努力します。

それから2点目につきましても、やはり教員がどう向き合うかは、常に我々も現場と向かい合いながら行っていくしますので、また何かお気づきのことがあったら御指導いただければと考えています。

【教育長】 高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。二つお伺いしたいことがあります。

一つは、発達支持的生徒指導という非常に重要な概念だと思うのですが、これまた新しい概念だと思います。これがどのぐらい現時点で先生に浸透しているのか、あるいはあまり浸透していないようであれば、どのような方策で研修を広げていこうとお考えなのかを伺いたいのが1点と、やはり先ほどもお答えの中にありましたけれども、いじめも日々変化しているというか、いろいろ状況が変わってきています。今回のこの委員会で、どのような新しい話題があったのか、共有すべき話題があったら教えていただきたいと感じています。

以上です。

【指導部長】 まず、言葉にすると、この発達支持的という単語ですけれども、我々教員としては、子供たちが自身で考えて行動することは、概念としてはそれほど新しいことではありません。そういった意味で、このいじめ問題が起こった時に、そこをどう使っていかは、抱え込まない話もありましたけれども、なかなか難しいところではあります。ここは現場と向き合いながら行っていくのは先ほどお話ししたとおりだと思います。

それから、続いて新しい話題でいいますと、萩原先生からもありましたが、加害者、それから先生から見て被害者、これが1個の事象で見ると被害者と加害者と限定しがちなのです

けれども、やはり入れ替わったり、その子の長い人生を見ていきますと、前は加害者だったり、被害者だったり、そのようなことがあります。そのようなことも注意深く見るのが、今回改めて我々について御指導いただきましたので、その部分については私も現場の校長先生にじかに伝えたいと思っています。

【高橋委員】 コメントですが、やはりいじめに関する研修や情報は先生方もたくさん受け取っていると思います。このような言い方はよくないかもしれませんが、またかと思われている先生もいなくはないと思いますので、どこが新たに押さえるべきポイントなのかが分かるように周知していくことも大事なのではないかと感じた次第です。ありがとうございました。

【教育長】 ほかに。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。このいじめ対策の取組が進めば進むほど、子供たちは自分自身で考えることなり、また自分でSOSを出せるようになると思います。教師もそれを受け止める力が付いていけば、いじめ件数は増えていってもおかしくないのではないかと思います。いじめ件数が増えていっていることが悪いことではなく、増えているのであれば現場でヒアリング等をしていただいて、どのように対応しているのか、どのように受け止めているのかを共有していただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御質問・御意見はほかにありませんので、本件につきましては報告として承りました。

（２）「学校教育のD X推進に向けた有識者会議」の設置について

【教育長】 続きまして、報告事項（２）「「学校教育のD X推進に向けた有識者会議」の設置について」の説明を、構造改革・D X担当部長からお願いします。

【構造改革・D X担当部長】 それでは資料に基づきまして説明させていただきます。現状・課題を御覧いただければと思います。都立学校におきましては、昨年の５月に生成A Iの利用環境を整備しまして、現在の学習や校務に積極的に活用していま

す。今後、進化が著しい生成A Iをどのように活用し、学習・校務の在り方をどう変革していくかを議論していきたいと思っています。

二つ目ですけれども、都立高校で現在新たな教育のスタイルを進めています、今後、次世代のデジタル基盤を構築しまして、学び方や教え方を改革していく必要があると考えています。

3点目ですけれども、公立学校全体の話で、システムの導入におきまして、現在、校務の効率化はある程度進んでいると認識しています。今後システム間のデータ連携や、基幹システムの共通化まで取り組みまして、教員の働き方を改革していく必要があると考えています。

計画改定の必要性ですけれども、令和6年3月に策定しました東京都学校教育情報化推進計画がありまして、こちらが現在デジタル化への施策を取りまとめているものです。計画期間は令和6年度から令和10年度で、現在はこの計画期間中の途中ですけれども、昨今のA I技術の進展や、新たな教育のスタイルを踏まえまして、新たな5か年計画を改定したいと考えています。

なお、国でも同じような計画につきまして3年後に見直しをしています。

計画の改定に向けまして、有識者会議を設置したいと考えています。設置の目的は2点ありまして、D Xの観点から「学び方」「教え方」「働き方」の改革に向けて、重要なテーマについて特に深掘りして議論をしていきたいと考えています。

また、現行の計画につきましては、約90施策が掲載されています。このような幅広い関連施策を体系的に計画にどう位置付けるかにつきましても議論していきたいと考えています。

特に重要なテーマにつきましては3点ありまして、一つはA I時代に求められる資質・能力それから学び方の在り方です。2点目が、「新たな教育のスタイル」を踏まえまして、学習・評価データの利活用の在り方です。3点目が、教職員の働き方を支える校務D X環境の在り方です。

今後の開催予定ですけれども、第1回を8月6日に開催しまして、年間4回程度開催したいと考えています。年度内に提言を行う予定です。

メンバーですけれども、5名の有識者の方を選定したいと考えています。お一人目

が、元特別支援学校の先生でして、国の特別支援教育の委員もされています、海老沢先生です。お二人目が、産業人材のデジタルスキルに御知見のある國本先生です。3人目が、次期学習指導要領の議論にも参画されている田村先生です。4人目の方ですが、学習や評価のデータ活用に御知見のある寺尾先生です。最後が、生成A Iや校務D Xに御知見のある吉田先生です。

また、オブザーバーとしまして、学校関係者2名も参加する予定です。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。重要なテーマが三つ並んでいますが、上二つのA I時代の資質・能力の話と、学習・評価データの利活用の在り方は、どちらかというベースラインより上をどう目指していくかだと思いますので、それについても積極的に取り組んでいくべきだと感じています。この三つ目の教職員の働き方を支える校務D X環境の在り方は、都立高校はうまくいっているのかもしれませんが、特に公立の一般の小・中学校においては、同じ東京都の教員でありながら、勤務する先によってだいぶ情報環境が異なるのが現状だと思います。メールアドレスも渡されていない学校から、持ち歩いて家庭でもどこでも仕事ができるロケーションフリーな環境のところまで、自治体によって様々だと思います。そういった時に、現状・課題の三つ目に、システム間のデータ連携や基幹システムの共通化と書かれていますが、今の見込みで、どれぐらいのことを具体的にお考えなのかをお聞かせいただきたいです。あるいは、議題としてどのようなことを想定しているのかが伺えればと思います。

【構造改革・D X担当部長】 御質問ありがとうございます。公立小・中学校につきましては、統合型校務支援システムの共通化であったり、ダッシュボードの共通化を現在検討しています。令和10年度に稼働することを目指しまして、現在、各システムの機能や帳票の統一を区市町村と議論しています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。コメントではあるのですが、高橋委員がおっしゃったことの繰り返しに多分なるのだろと思いますが、二つのテーマが、先ほど高橋委員がベースラインより上というお話をされていたと思うのですが、先ほど高橋委員がベースラインより上というお話をされていたと思うのですが、デジタルトランスフォーメーションを考える時に、もちろん今まで行ってきたことをより便利に、より効率的に行うことも一つだとは思いますが、今までできなかったことがデジタルを導入することでできるようになるのが、本当の意味でのトランスフォーメーションになると思います。それが先ほどおっしゃったベースラインより上というところにも、御指摘の中に含まれているのかと想像したのですが、是非この専門家の方々から御意見を頂く際に、このようなことは今までやらなかったけれどもできるでしょう、今まで考えなかったかもしれないけれどもこのような考え方があるでしょうという、新しい視点を是非いろいろと出していただいて、それを現場に反映させていっていただけるとありがたいと思います。是非、積極的にそういった御議論をいただければと思っています。コメントです。

【教育長】 ほかに。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。専門家の有識者の方々から様々な意見が出ることを大変楽しみにしています。一方で、このAIの発展というか変化は、恐らく人類史上まれに見るスピードで進んでいて、教育現場だけではなくて企業の現場も、ありとあらゆる国で、想像を超えるスピードで、大きな規模で進んでいるものもあるので、議論を進めながら、新しい情報がしっかりと入っていくように、しっかりと事務局で対応してください。今の私の感覚では、去年の常識がもう既に今年は常識ではなくて、恐らく来年は全く違う常識の下で仕事をしているのかと感じられるほどのスピードではあります。今年度中ということですので、これから数か月議論されると思いますが、その間でも刻々と大きな変化がすさまじいスピードでやってきている中で、そういった最新の変化の兆しをどう取り込みながら議論を進めていただけるかが大変重要だと思います。

是非とも事務局側もアンテナを鋭く張っていただいて、最先端で起こっていることについて取り逃さないように議論にしっかり含めていただきたいので、お願いまでで

す。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 会議の概要で少し驚いたのですけれども、デジタル関連施策は現在90施策あるのでしょうか。そうすると、この90施策を整理されるとなると、これこそが教職員の働き方改革になるのではないかと思いましたが、その理解でよろしいでしょうか。

【構造改革・D X担当部長】 教育庁として90施策あります。これをいかに体系的に束ねて行っていくかが重要だと考えていまして、施策の効果などもローリングしながら、P D C Aを回していきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきましては報告として承りました。

(3) 「東京都立第一商業高等学校の改編に関する基本計画」に基づく入学者選抜方法について

【教育長】 続きまして、報告事項の(3) 「「東京都立第一商業高等学校の改編に関する基本計画」に基づく入学者選抜方法について」の説明を、都立学校教育部長からお願いします。

【都立学校教育部長】 報告事項の(3) です。都立第一商業高等学校の改編につきましては、7月9日の教育委員会で基本計画をお諮りさせていただいて、公表している状況でして、その際も入学者選抜については、できるだけ早く明らかにしていきますと説明申し上げました。それを受けまして、これは実際の改編は令和10年度なのですけれども、今後、子供たちが学校選択できるように、概要について明らかにする趣旨です。

この学校はコースが二つありまして、いずれも仮称であります。グローバル・ファイナンスコースと国際バカロレアコースですので、それぞれについて入学者選抜の

方法の概要を説明します。

資料の下半分の表ですけれども、左側がグローバル・ファイナンスで、右側が国際バカロレアで分けています。

まず、グローバル・ファイナンスコースですけれども、これはまず大きく、推薦による選抜と、学力検査による選抜という2種類があります。

まず推薦ですけれども、こちらの検査内容は面接と小論文です。選考方法につきましては、調査書、面接、小論文を総合した成績で決定していくことにしています。

続いて、下の学力検査ですけれども、こちらにつきましては、まずこの表の真ん中に四角で囲って国際バカロレアコースとかかっている部分がありますが、これは併願についての説明が先にありますので、前提として説明しますが、この学校の志願者につきましては、このグローバル・ファイナンスコース、国際バカロレアコースのいずれか、又はその二つの併願を選択して出願できます。その上で、グローバル・ファイナンスコースの学力検査ですけれども、検査内容につきましては、学力検査は都立高校共通問題の5教科です。選考の方法は調査書、今申し上げた学力検査並びにスピーキングテスト結果を総合して決定してまいります。

合格候補者の決定につきましては、グローバル・ファイナンスに出願して受検した者、またグローバル・ファイナンスコースと国際バカロレアコースの併願で出願して、先に国際バカロレアコースの選考が行われますので、そちらが不合格になった者から成績順に決定する方式です。

続いて、右側の国際バカロレアコースですが、こちらの推薦に基づく選抜は実施しないことで考えています。

学力検査に基づく選抜につきましては、検査内容は学力検査、これは先ほどと同じ都立高校共通の5教科問題です。これと、個人面接と、英語運用能力検査と載っていますが、具体的には英語による面接です。

選考方法につきましては、調査書、今申し上げた学力検査、面接、それからスピーキングテスト結果を総合して判定することになります。

合格者の決定につきましては、国際バカロレアコース又は国際バカロレアとグローバル・ファイナンスを併願した者の中から、これは先ほど申し上げた英語運用能力検

査、英語の面接ですけれども、これは適・不適で判定する方式を採っていきまして、英語運用能力検査で適と判定した者の中から成績順に決定するやり方を採っています。

概要は以上でして、これは先ほど申し上げたとおり、令和10年度の入学者選抜なので、詳細につきましては、前年度の令和9年の通常秋ごろに募集要項や募集人員を発表していますので、詳細はそこで出すのですけれども、一応概要を先に出して、PR等で周知を進めていきたいと思っています。

一応、資料上も今後の日程で書いてあるのですが、例えば通常のホームページで出したり、学校説明会を行うのは当たり前でして、これは学校の改編で、新しいタイプの学校ですので、十分周知を図る必要があります。これは特に入学者選抜の方法に限らず、学校のコンセプトや求める生徒像等々につきましては、単に学校任せでPRしていくというよりは、都教委がきちんと関わって、丁寧に周知を図っていきたいと考えています。この夏以降、例えば都立学校のEXPOなど、様々な機会がありますので、その機会を捉えて周知を図っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

宮原委員。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。入試というか、選抜の方法について早めに確認をしたいなと思ったこのタイミングで御説明いただいてありがとうございます。

二つ質問がありまして、一つはこの国際バカロレアコースは、国際高校のIBのコースの入試選抜と具体的に何が違うのか、同じなのか、違う場合はなぜ違うように設定をしたのかが一つ目の質問です。

二つ目は、今、まさしく御説明にありましたけれども、特にIBのコースは既に国際高校があるので、かなり周知もされているかと思いますが、このグローバル・フアイナンスコースはかなり新しい概念でもあるので、どれほど周知をしたとしてもミスマッチが起こる可能性が否定できないと思います。生徒さんが考えていることと、学校側が行っていく内容に沿った適性で、このミスマッチを防ぐために、周知徹底以外に何かできることはないのかをかなり、特に最初の入学選抜については、せっかくお

入りになってもミスマッチでうまく学校に合わないことになると、新しいコンセプトの学校に対しては残念なことになりますので、このミスマッチをどのように防ぐのかをもう少ししっかりと確認をしたいと思います。この二つをよろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 最初の質問のバカロレアについて、国際高校との違いですが、これは結論から言うと、方法は異なっています。国際高校は、端的にいうともう少し英語力に特化していて、例えば学力検査の筆記も独自に問題を作って出していますし、あわせて、先ほどと共通する部分としては、面接を英語で行っています。あわせて、あちらは英語によるプログラムを行っていますので、より論理的思考力なども求められるので、数学についても独自で検査を行っています。こちらの国際バカロレアコース、新しい第一商業につきましては、先ほど申し上げたとおり、学力検査は通常の都立高校の検査を使いながら、プラスしているところは英語の面接という形を取ってしまして、大きく違いがあるとすると、やはり英語によるプログラムなのか、日本語DPを想定していますので、そういった意味では、多少レベル感が違うのと、求められている能力がより違います。もう一つ、入学者選抜で、国際高校は外国人枠を持っていて、外国の方やいわゆる帰国子女の方も入学を想定していますが、こちらはそれは今のところ考えていませんので、そういった違いはあると思っています。

もう1点のグローバル・ファイナンスコースですけれども、一つは、先ほど申し上げた、こちらについては推薦を行うのですけれども、推薦枠については、数はこれから検討してどこかで発表しますけれども、通常、例えば定員の2割、3割など、そういった枠を設定して推薦を行います。コース制を敷いている学校だと3割ぐらい設定しているところがありまして、推薦ですと、面接と小論文で、小論文は何かお題を出して書いていただくので、その中で例えば志望動機や、このグローバル・ファイナンスに関わる何かを問うことは可能で、面接で入ってくる方々についてはミスマッチはないと考えているのが一つです。

もう1点につきましては、周知をとにかく工夫して頑張ることが一つですけれども、学力検査が通常の共通問題を使っていますので、一般的な学力の素養を持っている方に入っていて、入ってから伸ばすところも重視していきたいので、一定の学力ということでこのような方法を採用しました。

【宮原委員】 推薦枠は私もそれほど実は心配していませんで、面接もされるということなので、しっかりと確認できるかと思うのですが、一般の学力検査は、ほかの都立高校と恐らく全く同じものを使われることになるので、この辺りでミスマッチが起きないか少し心配はしています。もちろん周知していただくのもそうですけれども、できるだけミスマッチが起こらない工夫を引き続き御検討いただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。こうした早いタイミングで入試についても検討いただいて、本当にこれは今、中学生の子たちにとってはすごく大切な対応をしていただいていると思っています。宮原委員が御指摘になった2点と少しかぶるコメントなのですが、1点目の、例えば国際高校との違いを考えた時に、やはりこちらの国際バカロレアでは、元々それも海外経験が必ずしもあるわけではない、でも将来国際的に活躍したいと思っている子を応援する国際バカロレアコースになるのではないかと思います。とはいえ、最低限授業に必要な英語力のチェックは必要ですけれども、あくまでこれもチェックなので、適・不適ということで、これがすごくできたからすごく有利になるわけでもないのかと、この入試方式から見えるわけです。この辺りのメッセージを是非しっかりと伝えていただきたいというか、中学生の生徒さんたちや保護者の方々に、この国際バカロレアコースではどのような子を採用して、その子たちをどう育てて、将来に向けて応援していくのかというメッセージをしっかりと出してほしいですし、この入試は一つの大きなメッセージだと思いますので、そこがそれなりに反映されているかと思いますが、なかなか言葉を足さないと伝わらないところがあると思いますので、そこは是非、明確に伝えていただきたいのが1点目のコメントです。

2点目のコメントは、先ほどのミスマッチは私も結構起こりうると思うのですが、周知徹底する場合にも、グローバル・ファイナンスはこのようなことです、このようなコースなのだと、言葉を尽くしてもなかなか伝わらないので、例えば模擬授業の動画を作って、この学校ではこのような授業を行いますよと映像で見られたりすると、中学生もこの学校を受けようという時に、この学校はこのような授業を受けるのだ、

このような中身のことを学ぶのだと分かるかと思います。そのような、何となく体験型の周知徹底の仕方もあると思うので、これはあくまで一例ですけれども、いろいろと工夫をして、中学生の受験生の立場になって、この学校のことをよく理解してもらうには何ができるのだろうと是非しっかりと御検討いただきたいという、これもお願いです。よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 最初の国際との違いについては、バカロレアで共通している部分と、日本語・英語でプログラムの違いが両方あって、もしかするとバカロレアに進みたいからどちらも希望する方もいるかもしれないですし、違いを見て選んでくの方もいるかもしれません。

ただ、我々は、教育課程の立て付けや入試の方法は確かに違いますので、そこは丁寧に説明をして、誤解のないようにとは考えていきたいと思っています。

もう1個の周知の方法につきましては、確かに御指摘のとおり、どうしても型どおりの周知になりがちな部分が私どもの反省としてありますので、おっしゃっていただいた、動画で見られるなど、何か体験的に分かる、今までにない形で、まだ周知期間がありますので、検討してまいります。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

8月20日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、8月20日木曜日午前10時から教育委員会室にて開催したいと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については8月20日木

曜日の午前10時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

では、次回の定例会は今申し上げたとおり取り扱いたいと思います。お間違いのないようお願いします。

では、これから以降は非公開の審議に入りたいと思います。

(午前10時57分)